平成２２年（フ）第１３６号
長崎県大村市植松３丁目152番地11
債務者　真鍋　怜子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
長崎県諫早市小船越町1174番地１　グリーンフォレストＢ棟104号
債務者　松本　　要
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
長崎県大村市沖田町699番地５、前住所長崎県大村市松山町183番地１　松山３号
債務者　岸川　敏幸
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
長崎県諫早市飯盛町平古場388番地66
債務者　本村　紀子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
長崎県諫早市小川町194番地７、前住所長崎市戸石町1607番地
債務者　久代　光浩
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
北海道苫小牧市澄川町５丁目20番12号
債務者　上松　誠也
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１９１号
北海道苫小牧市豊川町２丁目７番14号　堀岡アパート202遠藤方
債務者　根本　光英
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１０２７号
仙台市宮城野区鶴巻１丁目17番５号　パールサンシティ105
債務者　浅野　博昭
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２８号
仙台市泉区将監５丁目１番19―43号
債務者　早坂　優子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３２号
宮城県岩沼市下野郷字北谷地231番地の１
債務者　大友　勇二
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３３号
宮城県岩沼市下野郷字北谷地231番地の１
債務者　大友かほり
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５２号
仙台市太白区袋原６丁目14番15号
債務者　佐藤　久江
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５９号
仙台市宮城野区萩野町３丁目18番地の14　コーポ萩野町202
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６２号
宮城県塩竈市松陽台１丁目１番５号　松陽台１小倉メゾネット東側
債務者　佐藤　和行
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６３号
宮城県塩竈市松陽台１丁目１番５号　松陽台１小倉メゾネット東側
債務者　佐藤ちか子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８２号
仙台市太白区八本松１丁目13番11―505号
債務者　深水母里子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
福島市堀河町７番10号
債務者　甲賀　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福島地方裁判所